

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社
松井証券株式会社

中央三井信託銀行と松井証券における ストックオプション口座開設に関する業務提携について

中央三井信託銀行(東京都港区、社長 田辺 和夫)と松井証券(東京都千代田区、社長 松井 道夫)とは、ストックオプション口座の開設に関し、下記の通り、業務提携することで合意いたしました。

1. 業務提携の内容

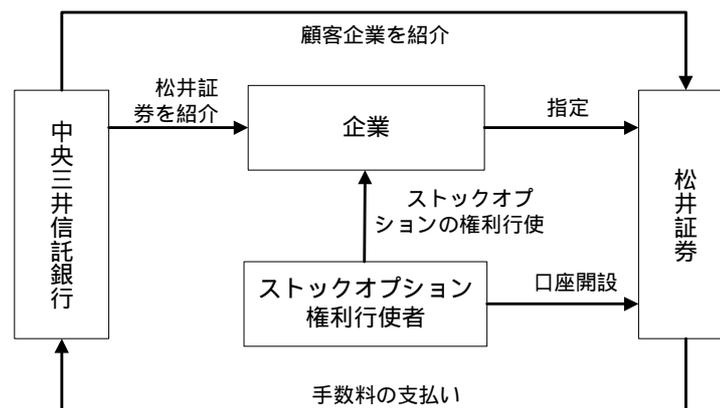
中央三井信託銀行は、ストックオプション制度を採用している顧客企業に対し、「税制適格ストックオプション」の概要を説明し、顧客企業が「指定証券会社」(*)の紹介を希望する場合、松井証券を当該企業に紹介します。

松井証券は、紹介を受けた顧客企業に対し、「税制適格ストックオプション」について詳細な説明を行い、当該企業が松井証券を「指定証券会社」として指定した場合、当該企業との間でストックオプション株式保管委託契約を締結します。

松井証券を「指定証券会社」に指定した企業のストックオプション権利行使者(役員・従業員等)が、ストックオプションの権利行使をして取得した株券の保管先として、松井証券に口座を開設した場合、松井証券は中央三井信託銀行に手数料を支払います。

(*)「税制適格ストックオプション」として税制上の優遇措置を受けるためには、ストックオプションの権利行使により取得した株券を、あらかじめ企業が指定する「指定証券会社」の専用口座に保管しなければなりません。なお、指定証券会社は1社のみではなく、ストックオプション権利行使者が自由に株券保管先を選べるよう、複数の証券会社を指定することが可能です。

(ご参考) 業務提携の概念図



2. 業務提携の狙い

松井証券は、中央三井信託銀行より、ストックオプション制度を採用している顧客企業の紹介を受けることで、当該企業の役員・従業員といった個人顧客を新規に開拓することが可能となり、中央三井信託銀行の顧客基盤を活かした口座獲得ができるようになります。

松井証券を紹介された中央三井信託銀行の顧客企業にとっても、役員・従業員（ストックオプション口座開設者）が、株券の保護預り料の無料サービスや、株式売却時の売却手数料が比較的廉価である等の保管・取引におけるコストメリットを享受できます。さらに、ストックオプション権利行使者に対して松井証券が融資を行う「ストックオプション融資サービス」を利用できるなどのメリットがあります。

中央三井信託銀行は公開企業 866 社（業界シェア 23.5%。平成 16 年 9 月末現在）の株式事務代行業務を受託しており、受託先企業からは様々なニーズへの対応を求められていますが、本件により更なるサービスの拡充が図れます。また、本件はビジネスマッチングとして松井証券から手数料を収受することで、新たな収益機会が得られます。

以上

（ご参考）

【1】ストックオプションについて

ストックオプションとは、自社株を、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で、一定期間内に購入できる権利のことです。権利行使時点で、株価が権利行使価格を上回っていれば、権利を行使することで、自社株を安い価格で購入し、それを売却することで利益を得ることができます。現在、役員や従業員等のインセンティブプランとして、公開企業の約 1,300 社がストックオプション制度を採用しています。なお、役員および従業員がストックオプションの権利行使を行う場合、一定金額までは税制上の優遇措置を受けることが可能です（これを「税制適格ストックオプション」といいます）。

【2】ストックオプション融資サービスについて

ストックオプションの権利行使を行う場合には、契約によりあらかじめ定められた金額を払い込む必要がありますが、契約によっては払込金額が多額になることもあります。松井証券では、ストックオプション制度を採用している企業の「指定証券会社」となった場合、その企業の役員および従業員がストックオプションの権利行使を行う際、希望者に対して、あらかじめ必要となる払込金額を融資するサービスを行っています。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

| | | |
|-----------------|---------|----------------------|
| 三井トラスト・ホールディングス | 業務部 広報室 | TEL.03 - 5232 - 8827 |
| 松井証券 | 社長室 | TEL.03 - 5216 - 0818 |